

## I. 重要な会計方針

### 1. 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。

#### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したものと……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているものと……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

また開始後については、原則として取得原価とし再調達原価での評価は行わないこととしております。

#### ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているものと……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

### 2 有価証券等の評価基準及び評価方法

#### ①市場価格のある有価証券等

会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としております。

#### ②市場価格がない有価証券等

取得原価をもって貸借対照表価額としております。

ただし、市場価格のないものについて、実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしております。

### 3. 有形固定資産等の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しております。

#### ②無形固定資産

定額法を採用しております。

### 4. 引当金の計上基準及び算定方法

#### ①徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しております。

#### ②賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当及びこれに係る法定福利費のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

#### ③退職手当引当金

本年度末に特別職を含む全職員（本年度末退職者を除く）が普通退職した場合の退職手当要支給額を計上しております。

#### ④損失補償引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従って算定した額を計上しております。

### 5. リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております。

### 6. 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

### 7. その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税込方式によっております。

## II. 重要な会計方針の変更等

### 1. 会計処理の原則または手続の変更

該当なし

### 2. 表示方法の変更

該当なし

### 3. 資金収支計算書における資金の範囲の変更

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」との適合をはかるため、歳計外現金を資金の範囲から外しております。

この変更による資金収支計算書に与えている影響は次の通りです。

当期末資金残高の減少 19,651 円

## III 重要な後発事象

### (1) 主要な業務の改廃

該当なし

### (2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

### (3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

### (4) 重大な災害等の発生

該当なし

## IV 偶発債務

### 1. 保証債務及び損失補償債務負担の状況

(1) 金融機関からの借り入れ等に対して次のとおり保証を行っています。

団体名称	総額	(うち確定債務額)	(うち未確定債務額)	未確定債務額のうち引当金計上額
長生郡南部開発公社睦沢支部	借入金290,000千円と利子に相当する額	199,788千円	120,688千円	—
合計	千円	199,788千円	120,688千円	—

### (2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

該当なし

## V 追加情報

### 1. 一般会計等の対象範囲（対象とする会計）

一般会計、かずさ有機センター特別会計

### 3. 出納整理期間について

地方自治法 235 条の 5 の規定に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

### 4. 財務書類の表示金額単位

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

### 5. 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4.6%	—

### 6. 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

— 千円

### 7. 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費下次繰越額

（一般会計） — 千円

繰越明許費

（一般会計） 96,364 千円

事故繰越額

（一般会計） 122,500 千円

### 9. 区分基準（修繕費支弁基準）

修繕費のうち資本的支出とする金額の判断基準について区分基準を規定しており、①金額が 60 万円未満の場合、または②固定資産の取得価額等のおおむね10%相当額以下である場合には、修繕費として取り扱っております。

### 10. 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

該当なし

### 11. 基金借入金（繰替運用）の内容

該当なし

### 12. 臨時財政対策債

臨時財政対策債は、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、市において不足額を補てんするため発行する地方債のことで、

臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入されます

貸借対照表計上の地方債当期末残高2,856,728 千円のうち、臨時財政対策債の当期末残高は1,768,064千円となっております。

### 13. 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

2,231,484 千円

14 資金収支計算書に係る事項

- ①基礎的財政収支 92,557 千円  
 ②既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	4,125,702	3,892,806
繰越金に伴う差額	-181,023	
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	18,734	21,672
相殺に伴う差額	-4,093	-4,093
資金収支計算書	3,959,319	3,910,385

地方自治法233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計の分だけ相違します。

14. 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

イ.一般会計等に係る地方債の現在高	2,856,728 千円
ロ.債務負担行為に基づく支出予定額	115,992 千円
ハ.一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	223,236 千円
ニ.組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額	236,339 千円
ホ.退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	927,539 千円
ヘ.設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	— 千円
ト.連結実質赤字額	— 千円
チ.組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	— 千円
リ.地方債の償還額等に充当可能な基金	2,108,873 千円
ヌ.地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入	— 千円
ル.地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	2,615,441 千円

15. 地方自治法234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額  
 54,943 千円

16. 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分には本市が調達した資源を充当して形成した資産残高（減価償却累計額控除後）であり、余剰分（不足分）は、本市の場合、残高が負数となっていることから、余剰ではなく不足していることを意味します。純資産の金額から固定資産等形成分を控除した金額を計上しており、残高が整数であれば余剰分として費消可能な資源の蓄積を意味します。

17.基礎的財政収支

業務活動収支	-217,390 千円
支払利息支出	20,231 千円
投資活動収支	302,472 千円
基金積立金支出	427,195 千円
基金取崩収入	439,951 千円
<b>基礎的財政収支</b>	<b>92,557 千円</b>

#### 18.既存の決算情報との関連性

地方自治法第233条の規定に基づく決算情報との関連性

ストック情報（資産・負債）や現金支出を伴わないコストを発生主義で認識しています。

#### 19.資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	-217,390 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	553,189 千円
減価償却費	-555,059 千円
長期未払金	0 千円
未払金	0 千円
賞与等引当金	289 千円
退職手当引当金	52,864 千円
徴収不能引当金繰入額	-11,089 千円
資産除売却損	0 千円
資産除売却益	10,584 千円
長期延滞債権	-186 千円
未収金	407,343 千円
純資産変動計算書の本年度差額	240,546 千円

#### 20.一時借入金に関する情報

資金収支計算書には一時借入金の増減額は含まれておりません。

一時借入金の限度額は100,000千円です。

#### 2. 重要な非資金取引

減価償却費	555,059 千円
賞与引当金繰入額	52,235 千円
退職手当引当金繰入額	0 千円
その他（経常収益）（退職手当引当金戻入益）	52,864 千円
徴収不能引当金繰入額	17,671 千円
その他（経常収益）（徴収不能引当金戻入益）	3,569 千円
新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産	0 千円
有形固定資産の交換	0 千円
PFIによる資産の取得	0 千円
無償取得等	0 千円